

精神障害者保健福祉手帳を

郵送で受け取りたい方へ

精神障害者保健福祉手帳は郵送で受け取ることもできます。(希望制/郵送代本人負担)
郵送での受け取りを希望する方は以下の手順でお手続きをお願いします。

1 手帳を受け取るためのレターパックを購入する



- ◎レターパックは郵便局や一部コンビニエンスストアで購入することができます。
- ◎レターパックは2種類あります。レターパックプラスをおすすめしますが、ご事情によりレターパックライトを選んでいただいても構いません。
 - ▶レターパックプラス(600 円)…対面受取り
 - ▶レターパックライト(430 円)…郵便受け投函
- ◎宛先の記入をしていただく必要はありません。
- ◎「ご依頼主さま保管用シール」と書いてあるシールは、はがさないでください。
- ◎同時に複数名申請される場合でも、申請書1枚につき、レターパック1枚のご用意をお願いします。

2 顔写真(縦 4 cm×横 3 cm/1枚)を用意する



- ◎郵送交付の場合、新たに手帳を発行するため、申請時に顔写真の提出が必要です。
- ◎紛失防止のため、写真の裏面に氏名・生年月日を書いて申請書に貼付してください。

3 封筒に申請書類一式(顔写真は申請書に貼付)とレターパックを入れ、郵送する

- ◎手帳の交付は、住民登録上の住所、または送付先として設定されている住所へのみ送付されます。
- ◎宛先にご希望の住所をお書きいただいた場合でも、上記送付先に送らせていただきます。

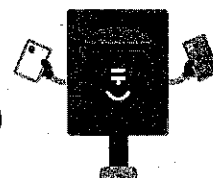
※上記2点(レターパック、顔写真)以外の申請書類については
右記ホームページをご確認ください。



- ・お送りいただいたレターパックはいかなる場合でも返却はしません。
- ・自立支援医療(精神通院医療)の申請も同時にされている場合、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証は別便での送付となります。



精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院医療) オンライン申請 & 郵送申請のご案内



精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療(精神通院医療)の申請は、区窓口以外に
◎オンライン(スマートフォンやパソコンを使用)
◎郵送
でも行っていただくことができます。



オンライン申請は
一部申請のみ可

◆オンライン申請について

横浜市では令和7年2月から精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)の一部申請について、オンライン申請を開始しました。

オンラインでできる申請の種類や条件等は下の二次元コードからご確認ください。

精神障害者
保健福祉手帳の
オンライン申請に
ついては
こちらから→→



自立支援医療
(精神通院医療)の
オンライン申請
については
こちらから→→



◆郵送申請について

郵送で申請される場合は次ページ以降の必要書類をご用意のうえ、下記の住所に送付してください。(郵送代本人負担)

郵送申請先・制度に関する問い合わせ先

よこはまし けんこうふくしきょく せいしんつういんいりょう てちょうじ むしより
横浜市 健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

電話 045-671-3623

平日 9時～17時(土・日、祝祭日、年末年始は休み)

※事務処理センターに直接来所して申請していただくことはできません。

必要書類については市ホームページからダウンロードしていただくことができます。

精神障害者保健
福祉手帳の申請に
必要な書類の
ダウンロードは
こちらから→→



自立支援医療(精神
通院医療)の申請に
必要な書類の
ダウンロードは
こちらから→→



※ホームページからのダウンロードが難しい場合は、郵送で取り寄せることもできます。(郵送代本人負担)

精神障害者保健福祉手帳“のみ”申請する方 **郵送**

申請事由	必要書類(HPの様式は市ホームページからダウンロード可)
★新規 ★更新 ★再承認 (有効期限が切れた方) ★等級変更	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの場合のみ) ⑤次の㉗～㉙のいずれか1つ ㉗障害年金証書の写し、及び同意書 ^{HP} ㉘特別障害給付金受給資格者証の写し、及び同意書 ^{HP} ㉙直近の障害年金の振込通知書、及び同意書 ^{HP} ㉚診断書(精神障害者保健福祉手帳用/病院に作成依頼してください) ^{HP} ⑥顔写真(縦4cm×横3cm)※紙様式手帳希望の場合は交付時に必要 ⑦(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑧(対象者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑨(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し
★市外転入 ★再交付 ★記載事項変更	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの場合のみ) ⑤顔写真(縦4cm×横3cm)※紙様式手帳希望の場合は交付時に必要 ⑥(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑦(対象者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑧(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し

“手帳用診断書”で精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)を“同時に”新規申請または更新申請する方 **郵送**

申請事由	必要書類(HPの様式は市ホームページからダウンロード可)
★新規 ★更新	①申請書(手帳用、自立支援用各1枚) ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④診断書(手帳用診断書に自立支援医療についての記載もされたもの) ^{HP} ⑤健康保険証情報のわかるもの ^{最終ページ参照} ⑥指定したい病院、薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等) ⑦(非課税世帯の場合)受診者本人の収入がわかるもの(受診者が18歳未満の場合は保護者の収入) ⑧精神障害者保健福祉手帳の写し(既にお持ちの場合のみ) ⑨顔写真(縦4cm×横3cm)※紙様式手帳希望の場合は交付時に必要 ⑩(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑪(対象者/受診者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑫(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し ⑬(横浜市で税の確認が取れなかった場合のみ)市民税課税・非課税証明書 →課税基準日に横浜市民だった方は原則不要 ※横浜市で税の確認が取れなかった場合は別途、提出をお願いする場合があります。



「申請に必要なもの」についてのお問い合わせ先

横浜市精神通院医療・手帳事務処理センター
 電話 045-671-3623(平日9時～17時)

申請書や診断書の様式の取り寄せも事務処理センターに電話してください。(郵送代本人負担)

自立支援医療(精神通院医療)“のみ”申請する方 郵送

申請事由	必要書類(HPの様式は市ホームページからダウンロード可)
★新規 ★更新 ★再申請 (有効期限が切れた方)	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④診断書(自立支援医療用/病院に作成依頼してください) ^{HP} ※更新の方は今回必要な方のみ ※再申請の方で、お手元の受給者証に「次回更新時診断書提出“不要”と記載があり、かつ有効期限の翌月中に申請される場合は診断書不要 ⑤健康保険証情報のわかるもの ^{最終ページ参照} ⑥指定したい病院、薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等) ※更新、再申請の方は前回と変更がある場合のみ必要 ⑦(非課税世帯の場合)受診者本人の収入がわかるもの(受診者が18歳未満の場合は保護者の収入)※詳細はホームページ参照 ⑧(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑨(受診者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑩(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し ⑪(横浜市で税の確認が取れなかった場合のみ)市民税課税・非課税証明書 →課税基準日に横浜市民だった方は原則不要 ※横浜市で税の確認が取れなかった場合は別途、提出をお願いする場合があります。
★変更	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④変更の内容がわかるもの ▶加入する医療保険が変更になった場合＝保険証情報のわかるもの ^{最終ページ参照} ▶指定する医療機関が変更になった場合＝診察券の写し、薬袋の写し等 ⑤現在お使いの受給者証(原本) ⑥(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑦(受診者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑧(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し
★再交付	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④現在お使いの受給者証(原本)※紛失の場合を除く ⑤(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑥(受診者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑦(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し
★市外転入	①申請書 ^{HP} ②個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)※ない場合はその旨記載 ③本人確認書類(②がある場合は不要)の写し ④自立支援医療診断書(写し)の提供に関する依頼書及び同意書 ^{HP} ⑤前自治体で交付された受給者証の写し または 申請書の控え ⑥健康保険証情報のわかるもの ^{最終ページ参照} ⑦指定したい病院、薬局等がわかるもの(診察券の写し、薬袋の写し等) ⑧(非課税世帯の場合)受診者本人の収入がわかるもの(受診者が18歳未満の場合は保護者の収入)※詳細はホームページ参照 ⑨(代理の方が申請する場合)代理の方の本人確認書類の写し ⑩(受診者が18歳未満の場合)保護者の本人確認書類の写し ⑪(成年後見人や保佐人が申請する場合)登記事項証明書の写し ⑫(横浜市で税の確認が取れなかった場合のみ)市民税課税・非課税証明書 →課税基準日に横浜市民だった方は原則不要 ※横浜市で税の確認が取れなかった場合は別途、提出をお願いする場合があります。

◆郵送申請の注意事項について

◎郵送申請時の“申請日”は事務処理センターが書類を受理した日となります。郵便の差出日ではありません。特に自立支援医療(精神通院医療)においては書類の受理日＝制度の適用開始日となりますので日数に余裕をもって申請してください。閉庁日に届いた書類の受理日は翌開庁日となります。

◎申請書類に不足、不備等があった場合は、仮受付となり事務処理センターからご連絡させていただきます。仮受付から1か月を経過し、不足書類等の提出がない場合は、不受理として返却させていただきます。その後、再び申請する場合、適用日は当初の申請日ではなく再び申請した日(事務処理センターが書類を受理した日)となります。

◆申請後の流れについて

オンラインまたは郵送でご申請いただいた後の流れは、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)では異なります。

◎精神障害者保健福祉手帳＝区役所での受け取りとなります。審査終了後「交付のおしらせ」を郵送しますので、そこに書かれているものをお持ちの上、指定された日時または期間に区高齢・障害支援課の窓口でお受け取りください。

◎自立支援医療(精神通院医療)＝受給者証は事務処理センターから郵送します。

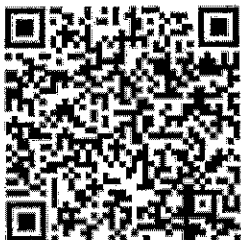
※いずれも審査の結果、認定がされなかった場合は、通知文をお送りします。

◆健康保険証情報のわかるものについて(自立支援医療(精神通院医療)を申請する方)

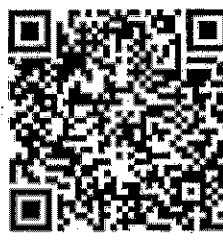
以下のいずれかで健康保険証情報を確認します。

- ①従来からの保険証
- ②資格確認書または資格情報のおしらせ
- ③マイナポータルにログインして保険証情報を印刷したもの

▼iPhone



▼Android



マイナポータルへの
ログインについては
←←こちらから→→

マイナポータルとは？

国が運営する行政手続きのオンライン窓口です。マイナポータルでご自身の健康保険証情報を確認するためには以下のものが必要です。

▶マイナポータルにログインできる環境(マイナポータルアプリをインストールできるスマートフォン、またはパソコンで利用される場合はマイナンバーカードを読み取ることができる IC カードリーダーが必要です。)

▶マイナンバーカード

▶4桁の暗証番号

申請書 受診者の加入する医療保険	記号	番号		保険者番号	
	保険者名				
	受診者と同じ世帯の加入者	(個人番号)	(続柄)	(個人番号)	(続柄)
		(個人番号)	(続柄)	(個人番号)	(続柄)

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請書の「受診者の加入する医療保険」欄に以下の内容を記載してください。

★国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

→住民票上同じ世帯の方のうち同じ国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している家族の氏名

★社会保険に加入している方

→被保険者の氏名

※被保険者が課税基準日時点で横浜市民でない場合は、税照会に使用するため加えて以下の内容をメモに記載して提出してください。

- ☒ 被保険者の「生年月日」
- ☒ 被保険者の「マイナンバー」
- ☒ 被保険者の「現住所」
- ☒ 被保険者の「課税基準日時点での住所」

◆課税基準日時点での住所とは…

- 1月～6月に申請する場合
→前年の1月1日の住所
- 7月～12月に申請する場合
→その年の1月1日の住所